

# 令和4年度 第1回岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会 議事録(要旨)

## ●日時、出席者等

日時	令和4年9月1日(木) 午後6時～午後7時30分
会場	岩見沢市役所3階 会議室3-1、3-2、3-3
出席委員等	出席委員15名 傍聴者1名
事務局	5名

## ●議事録(要旨)

### 1. 開会

### 2. 市長挨拶

松野市長挨拶

### 3. 委員・事務局紹介

### 4. 正副委員長互選

委員の互選により委員長及び副委員長が選出され、委員長は北海学園大学経済学部教授の中園桐代委員、副委員長はいわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議代表の東海林公子委員がそれぞれ就任されました。

### 5. 委員長挨拶

### 6. 議題

#### (1) パートナーシップ制度導入について

(事務局)

パートナーシップ制度導入へ向け、制度内容、他都市の導入状況、性の多様性に関するアンケート調査、制度導入により受けられるサービス、パートナーシップ制度導入に向けた課題、今後のスケジュールについて説明。追加で自治体間連携について説明。

(委員)

対象者の年齢が成年に達していることとは18歳ということですか。結婚はどちらも18歳になったらということですが、それと同じですか。

(事務局)

民法改正で今年の4月1日から成年に達する年齢が20歳から18歳になりました。あわせて婚姻可能な年齢が男女双方18歳とされております。法律婚と同じくパートナーシップ制度も18歳以上になっております。

(委員長)

対象者の要件として、性別3パターン(①戸籍上同性に限定②性自認上同性も含む(戸籍上の性は問わない)③一方または双方が性的少数者)、居住地2パターン(①双方が市内在住(予定を含む)、②一方または双方が市内在住(予定を含む))が載っていますけれども、岩見沢市の案として考えているものはありますか。

(事務局)

市としましては、性別については、一方または双方が性的少数者で、性的少数者を含むカップルを対象とする方向で考えているところですが、居住地につきましては、正直なところ迷っております。

(委員長)

他で導入している自治体には、どのように居住地を設定しているのですか。

(事務局)

道内を例に挙げますと、札幌市と北見市の居住地につきましては、双方が市内在住になっていること、同じ住所ではなくて良いのですが、同じ市内に住民票があることになっています。江別市と函館市につきましては、一方または双方が市内在住ということになっています。いずれも転入予定の場合も含む形になっています。

(委員長)

居住地は一方または双方が市内在住の方が対象範囲が広いですね。広くしたときに、市として困ることはあるのでしょうか。他の自治体の住民に対して証明を出してしまう形になってしまうことを札幌市と北見市は避けているような感じはしますけれども。

(事務局)

双方市内在住にすることのメリットとしては、人口がきちんと確保されるというのが一つ。あと、札幌市と同じ条件にしておくことで連携をしやすいということがあると思います。条件が似通っている方が連携しやすいと思います。

(委員)

市内在住、予定を含むと書いているのですが、その予定の期間とはどのような場合ですか。日本国籍を要件としている自治体はないと書いていますが、日本国籍じゃなくても良いという事になるとトラブルがつきものになる気がするのですが、それについてどう対処するのか教えてください。

(事務局)

一つ目の予定を含むということについては、市内に住民票がない方がパートナーと同居するための住宅に関する契約、例えば住宅ローンの契約などを転入前に行う場合が考えられます。その際、パートナー関係である旨の証明が必要になります。

二つ目の日本国籍を要件としている自治体はないということについてですが、導入都市では、独身を証明する書類を大使館等から取り寄せていただき、日本語訳も添付して提出していただくことになっております。これにより重婚ではないという確認ができると考えております。

(委員)

日本国籍でない場合、外国人の方でも税金を納めてもらえるのか？

(事務局)

所得税や住民税は、国籍の有無ではなく、在留資格があつて一定の金額以上の収入があれば課税になります。

(委員)

日本国籍がなくても、日本の土地や家を購入でき、税負担もあるということですか。

(事務局)

はい。その通りです。

(委員)

確認ですが、パートナーシップ導入についてということでご案内いただいておりますが、これを

土台にということなのか、新たに他の市で導入されているものを参考にしながら組み立てていくのか、ちょっとその辺がわからない。今日は何を議論すれば良いのかということをお聞きしたい。この後どうするのかということもお聞きしたいのですが。

(事務局)

今ご説明した制度内容については他市を参考にしています。ただ先程も申し上げた通り、まだ決まっていないところや迷っているところもあります。こんなサービスが受けられたら良いのではないかといったご意見があればそれもお聞きしたい。当事者の方がどういうところに困ったりするかもわからない部分もありますので、当然、当事者の方のご意見も聞かせていただきながら検討していくところが主たるところになっていきます。

(委員)

先程の根拠規定のところ、岩見沢市では要綱で考えているとあったのですが、条例、規則、要綱で何が違うのか。条例で制定している市もある中で、なぜ岩見沢市は要綱なのか。多くの自治体で要綱なので要綱という話なのかもしれないが、例えばこういう理由があって要綱を考えているといった説明があるとわかりやすいと思いました。

(事務局)

条例は、市がその事務について、議会の議決によって制定する法規であり、市民に義務を課す、又は市民の権利を制限するには、原則として条例によらなければなりません。規則は市長等がその権限に属する事務について制定する法規を言い、法律や条例を実施するための細かい手続などについて規則で定めている場合もあります。要綱は行政機関内部における内規であって、法規としての性質をもたないものですが、条例に比べて柔軟に適用できるといった点があります。

今回のパートナーシップ制度につきましては、市民に義務を課したり権利を制限するのではなく、法律婚ができない性的少数者の方が抱える困難の緩和につなげること、性の多様性の理解を広めることが目的となりますので、要綱で考えております。

(委員)

3点あります。まず、婚姻に相当する関係であれば、同一の居住地に住む場合が一般的かと思うが、その中で居住地の問題というのは仕事で単身赴任となる場合なども想定しているのか。2点目は、通常の男女の婚姻であれば戸籍に全て記載されるが、パートナー関係の履歴はどう管理されていくのか。転出の場合などはどうなるのか。3点目は、パートナーシップ宣誓した従業員が亡くなった場合、死亡退職金をどなたに渡すことになるのか。実際は弁護士に相談することになると思うが、単純にパートナーに振り込んでいいのか。

(事務局)

まず、居住地の条件については、単身赴任なども想定している部分でございます。2点目の戸籍のように履歴は残るのかというご質問ですが、法律に基づかない制度になりますので、戸籍のような形では残りません。3点目の死亡退職金などの手続きについてですが、パートナーシップ制度では婚姻に相当する関係であることを証明しますが、相続や税法上の扶養の問題は残ります。死亡退職金をパートナーシップ宣誓したパートナーが受け取るということで良いかにつきましては、それぞれの状況により異なると思います。

(事務局)

先程の記録の話ですが、自治体間連携した場合は記録を次の市町村に引き継ぐこともあると思いますので、残しておく必要があると思います。また、転出した方が再び戻ってくるというケースも今のご意見から気づきましたので、そういった想定も必要かと。今いただいたご意見を参考にさせていただきます。

(委員)

説明では受けられるサービスを挙げられているのですが、パートナーシップでも受けられないサービスは沢山あると思う。受けられないサービスはどのようなものがあるのか。

(事務局)

行政サービスについては、法律上の婚姻関係でないと受けられないものは、相続や税の扶養を含めてほぼ受けられません。

(委員)

法律じゃないところからサービスが受けられるというふうに考えられるということですか。そこがわからないので説明をお願いします。

(事務局)

サービスを利用できる方の条件についてはそれぞれの法律、条令等で決められています。法律婚の配偶者という条件のほかに、戸籍上の関係ではなく住民票上同一世帯であれば利用可能なサービスや、同一生計、同一住所であれば良いというサービスもあります。

(委員)

先程の死亡退職金の補足ですが、相続は法律上の婚姻関係が必要なものでそれが無い限りできません。ただ、死亡退職金については、相続の問題ではなくて、制度の約款の問題。導入後利用可能となる民間サービスの中に生命保険金の受取がありますが、これも会社によって違ってくると思います。パートナーシップ制度を尊重して認める会社もあれば認めない会社もあるかもしれません。死亡退職金も制度の約款によって変わってくるかと理解しています。

それと、パートナーシップ制度があっても受けられないものとして、例えば、DV防止法の保護命令も同性間の暴力だとできるのかという議論があって、パートナーシップ制度があったとしてもなかなか制度を使えないという課題は残っていると聞いた記憶があります。

(委員)

対象者の性別要件で性自認上同性も含む、戸籍上の性は問わないとなっている場合ですが、これは誰が認めるのですか。自認ですから、自分がこうだと言えば誰が認めなくても良いということですか。

(事務局)

パートナーシップ制度は当初、同性同士のパートナーシップ制度ということで始まっておりまして、その次に、性自認上の同性も含むという形、そしてすべての性的少数者を含む形で制度が広がっております。性自認について誰が認めるのかというご質問ですが、性同一性障害の診断を受ける場合は医師ということになると思いますが、この場合はご自身で認識している性ということになります。

(委員)

確認です。対象者の性別要件で①戸籍上同性に限定、②性自認上同性も含む、③一方または双方が性的少数者とありますが、どれかひとつということですか。それとも②、③の両方ということも考えられるのですか。

(事務局)

性別要件については、①より②が、②より③の方が幅広くなり、③を選択しますと全てが含まれる形になりますので、③の一方または双方が性的少数者ということと考えています。

(委員)

この会議は市がパートナーシップ制度を導入したいという会議ですよ。近隣の自治体も動き出している。婚姻は大事なことだと思うが、小、中、高校生や若い人で悩んでいる子もいると思

う。制度を導入することによって啓発につながる。学校や社会、企業などに理解してくださいと訴えるために制度を導入しましょうという提案ですか。今どういう段階なのか。

(事務局)

ご意見のとおり、実際に悩んでいるお子さんたちがいるという声を聞いておりますし、啓発や研修も行ってきています。制度の導入は、実際に困っている方たちが少しでも困らないようにということと、啓発を進めるということが目的。この制度も啓発の一つになると思っています。

(委員)

パートナーシップ制度を導入したら、男女共同トイレになるとかそういうことの後押しみたいな感じで考えて良いですかね。

(事務局)

トイレについては色々な制約もありますが、市の新庁舎を建てるにあたっては、多目的トイレを全ての階に設置し、性別に関係なくどなたでもお使いいただけるようにしております。すべてのトイレを男女共用にということではなく、男性専用、女性専用のほかに、多目的トイレのような誰でも使えるトイレが新たに整備される施設には設置されていくことが望ましいと考えております。多様性が理解され、性的少数者の方の困りごとが少しでも少なくなるように、緩和されるようにと考えております。

(委員)

教育現場では、平成の終わり頃には、自らの性への違和感から考えたことを主張大会で発表する生徒が出るなど、センセーショナルな出来事として受け止められたが、令和に入ってからごく普通のことに。学校でも中学校、高校に進学の際、そういう気持ちを持っているお子さんですと自然に引き継ぐ段階に入っている。思春期を迎えて本当にそうなのかを見極めないといけないので、義務教育の段階ではそうかもしれないという発想で接していく。高校に行くと人格が完成してくるので、授業で婚姻制度などを取り扱うときに、そういう子たちが自分の性のあり方だと他の人たちと同じような社会生活を送れないのではないかと思うのは希望につながらない。なるべく広い形で、自治体ができるレベルでパートナーシップ制度を作っていただけると、岩見沢で育っていくと不十分かもしれないけど自分たちの思いを受けとめてくれる町なんだということにもつながっていく。そういう視点も含めてご検討いただきたい。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

(委員長)

当事者からの意見聴取で出た主な意見を教えてください。それとパートナー関係を解消する時の手続きはどのように考えているのでしょうか。

(事務局)

当事者の方からはサービスについてご意見をいただきました。病院により対応が違うのは仕方がないかもしれないが、パートナーとして対応してもらえる病院が増えると良い。民間の賃貸住宅は持ち主の考えによるかもしれないが借りやすくなると嬉しいというご意見をいただいております。

パートナー関係を解消する場合の手続きは、市に証明書を返還するという手続きになると考えております。

(委員長)

一人が関係を続けたいがもう一人は別れたい場合。一人が証明書を返した時点で解消になるのか、二人とも返した時が解消なのか。先ほどの死亡退職金などについてパートナーシップ制度が

影響するということであれば、解消の部分についての明示も必要かと思いました。

(事務局)

手続き方法についても検討し、次回ご説明いたします。

(委員)

デメリットの部分も書いておいたほうが良い。こういう場合は受けられないとか、相続の問題。生命保険も会社による。離婚の問題も大きい。今日返して明日違う人とパートナーになれるのかとか。18歳からOKであれば、世間の若い子はわからないこともあるだろうから。資料だけ見たら良いことしか書いていないので。

(事務局)

最初、庁内で、現状で利用可能なサービスを調べたときにほぼほぼわかっていなかった。既に受けられるサービスがあることを皆さん知らない。それとご意見があったデメリットのほうも提示しまして、あわせてパートナーシップご利用される方に周知するようにしたいと思います。

(委員)

デメリットが分かればパートナーにならない事例もあるかもしれない。その辺、お願いしたいと思います。

(委員)

江別市の手続き概要を読んでみたけれど、法律上の婚姻のような権利や義務は発生することはなく、相続や税法上などの法律上の効果は一切ありませんと書いてある。これは書いておいたほうが良いと思います。

(事務局)

導入自治体の多くが制度内容や手続き方法についての手引きを一緒に整えて、制度の利用を考えている方へ周知しています。市でも同様に手引きを作成する方向で考えております。

(委員)

根拠規定は要綱、制度の種類は宣誓で考えているということだが、なぜ要綱と宣誓でなければならないのか。

(事務局)

要綱と条例の選択ですが、条例は議会で審議され、要綱は議会にかからず市長決定というところですが、実はパートナーシップ制度の手続き自体はそれほど重たいものではないと考えています。ただし、条例を改正して利用できるようにするサービスもあるので、議会でも事前説明を行い、条例ではないですがご了解をいただくような手続きは取らせていただこうと考えています。

制度の種類については、①証明、②宣誓、③登録、④届出の4種類がありますが、①証明については、パートナーシップ関係にある二人が婚姻関係と同等にあるという公正証書を作成し提出するという手続きです。公正証書作成のお金の負担や時間もかかる手続きになります。③登録や④届出もありますが、婚姻関係にあることを宣誓して、それを証明するという形が良いのではないかと考えております。

(委員長)

今後のスケジュールですが、本日はプラン推進委員会における意見聴取の段階で、当事者の意見聴取もしているので、その二つを受けて、9月に要綱案が完成ということになるわけですね。そこで色々手続きがあって、私達が要綱案について意見を言う場というのは、また11月にあるという理解でよろしいですか。

(事務局)

次の委員会は11月頃を予定しており、要綱案と制度内容についてご説明させていただきたい

と思っております。

(委員長)

書類の形でも良いので、要綱案が完成した段階で私たち委員に見せてもらうことはできませんか。11月だと12月の決裁の直前すぎる気がします。前の段階で色々意見が出るなら出してもらった方がいいのかと思っています。

(事務局)

この後の手続きも含め確認をさせていただいて、出来るだけ早い段階で皆さまに事前に見ていただけるような体制を取りたいと思います。

(委員長)

どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議題について終了といたします。

## 7. その他

(事務局)

議事録については、これまで同様、委員の皆様へ送付し、ご確認いただいた後、ホームページに掲載するなど公表していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次回委員会は、11月頃に予定しております。日程が決まり次第、皆様にお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 8. 閉会